よくある質問

現在病院に勤務していますが、病院に身分を残したまま休職し、助産師養成施設に入学した場合、修学資金の対象になりますか？

対象になります。

貸付決定時に将来勤務する医療機関が内定するということですか？

そのとおりです。選考面接の際は、指定医療機関の事務局長及び看護部長も面接官として審査を行います。

住民票上の住所と現住所が異なる場合、申請書の住所欄にはどちらの住所を記載すればよいですか？

住民票の住所は実際に住んでいるところで行うのが原則ですが、何等かの都合で住民票上の住所が変更できていない場合については、住所欄に現住所を記載した上で、欄外に住民票上の住所を記載してください。

助産師国家試験が不合格だった場合はどうなりますか？

助産師養成施設を卒業後、１年間に限り返還を猶予します。

助産師養成施設を退学した場合どうなりますか？

貸与の決定は取り消しとなり、組合が指定する期日までに貸与した全額を一括して返還してもらいます。

返還の免除に該当する期間前に産休に入った場合はどうなりますか？

産休の場合は返還の猶予になります。ただし、従事期間には含まれません。

資金の返還を分割したいのですが可能ですか？

原則一括返還になります。どうしても分割で支払われる場合、納期限を超えて分割して支払う返還分は遅延利息が発生します。

資金の返還の納期限はいつですか？また、納期限を過ぎてしまった場合はどうなりますか？

原則請求日の２０日後が納期限になります。納期限を過ぎた場合、納期限の翌日から納付された日までの日数に対し遅延利息が発生します。

返還免除となる勤務期間について、出産や育児に関わる休暇を取得した場合や、時短勤務をした場合はどのような取扱いになりますか？

産前産後休暇は、産前６週（多胎妊娠の場合にあっては１４週）産後８週の期間については、勤務期間に算定します。育児休暇は、勤務期間に算定しません。時短勤務については、勤務時間に応じて勤務期間に算定します。